



市 章

大津市公報

平 成 27 年 4 月 1 日
号 外 (第 23 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

60	大津市公共施設マネジメント推進本部設置規則.....	1
61	大津市男女共同参画推進委員会設置規則.....	2
62	大津市長等倫理条例施行規則.....	3
63	大津市職員倫理条例施行規則.....	6
64	大津市生活困窮者自立支援法施行細則.....	9
65	大津市福祉有償運送運営協議会規則の一部を改正する規則.....	43
66	大津市市税規則の一部を改正する規則.....	43
67	大津市児童クラブの管理運営に関する規則の一部を改正する規則.....	43
68	大津市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則.....	44

告 示

78	平成27年度の一般廃棄物処理実施計画について.....	45
79	平成 6 年告示第30号(市長の権限に属する事務の一部を教育長、教育委員会の事務局の職員及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員をして補助執行させることについて)の一部改正.....	45
80	平成13年告示第48号(市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任することについて)の一部改正.....	45

規 則

教 育 委 員 会 規 則

1	大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....	45
---	--	----

企 業 局 管 理 規 程

8	大津市下水道条例施行規程の一部改正.....	46
9	大津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部改正.....	52

消 防 局 訓 令

2	大津市消防処務規程の一部改正.....	52
3	大津市消防通信規程の一部改正.....	52

教 育 委 員 会 規 則

13	大津市学校給食の実施に関する規則.....	61
14	大津市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則.....	61

規 則

大津市公共施設マネジメント推進本部設置規則を公布する。
平成27年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第60号

大津市公共施設マネジメント推進本部設置規則

(設置)

第 1 条 公共施設の管理の最適化その他のマネジメント(以下「公共施設マネジメント」という。)を着実に推進するため、大津市公共施設マネジメント推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 本部の所掌事務(以下「所掌事務」という。)は、次のとおりとする。

公共施設マネジメントに係る基本方針及び計画の策定に関すること。

公共施設マネジメントの推進に係る調査及び研究に関すること。

その他公共施設マネジメントの推進について必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 本部は、次に掲げる者をもって組織する。

本部長
副本部長
本部員

- 2 本部長は、市長の職にある者とする。
- 3 副本部長は、副市長の職にある者をもって充てる。
- 4 本部員は、政策調整部長、総務部長、市民部長、福祉子ども部長、健康保険部長、産業観光部長、環境部長、都市計画部長、建設部長及び市民病院長の職にある者をもって充て、並びに公営企業管理者、教育長及び消防局長の職にある者に対し市長が委嘱する。

(職務)

第 4 条 本部長は、本部の事務を総括するとともに、本部員を指揮監督する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受けて、所掌事務を処理する。

(会議)

第 5 条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(庶務)

第 6 条 本部の庶務は、総務部行政改革推進課公共施設マネジメント推進室において処理する。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市男女共同参画推進委員会設置規則を公布する。

平成27年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第61号

大津市男女共同参画推進委員会設置規則

(設置)

第 1 条 大津市男女共同参画推進条例 (平成23年条例第47号) 第 4 条第 1 項に規定する推進施策 (以下単に「推進施策」という。) を総合的かつ計画的に実施するため、大津市男女共同参画推進委員会 (以下「委員会」という。) を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務 (以下「所掌事務」という。) は、次のとおりとする。

推進施策の企画に関すること。

推進施策に係る関係部局との連絡調整に関すること。

その他推進施策の実施について必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

委員長

副委員長

委員

- 2 委員長は、副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、政策調整部長の職にある者をもって充て、及び教育次長の職にある者に対し市長が委嘱する。
- 4 委員は、別表第 1 委員の欄に掲げる職にある者をもって充て、及び別表第 2 委員の欄に掲げる職にある者に対し市長が委嘱する。

(職務)

第 4 条 委員長は、市長の命を受けて、委員会の事務を総括するとともに、委員を指揮監督する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。
- 3 委員は、委員長の命を受けて、所掌事務を処理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議 (以下「会議」という。) は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 委員会は、所掌事務を円滑に処理するため、必要に応じて専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会の委員は、職員のうちから市長が任命し、又は委嘱する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を総括する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策調整部人権・男女共同参画課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

部局	委員
政策調整部	政策調整部政策監
総務部	総務部政策監
市民部	市民部政策監
福祉子ども部	福祉子ども部政策監
健康保険部	健康保険部政策監
産業観光部	産業観光部政策監
環境部	環境部政策監
都市計画部	都市計画部政策監
建設部	建設部政策監
市民病院	市民病院看護局次長

別表第2 (第3条関係)

部局	委員
企業局	企業局次長
教育委員会事務局	教育委員会政策監
消防局	消防局次長

大津市長等倫理条例施行規則を公布する。

平成27年4月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第62号

大津市長等倫理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市長等倫理条例（平成27年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査請求)

第2条 条例第5条の規定による請求は、調査請求書（別記様式）に、調査の請求者（以下「調査請求者」とい

う。)が署名(視覚障害者が点字で自己の氏名を記載することを含む。以下同じ。)をし、及び押印した署名簿(以下「署名簿」という。)を添付して行わなければならない。

- 2 条例第 5 条の有権者とは、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 22 条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において当該選挙人名簿に登録されている者とする。
- 3 調査請求者は、心身の故障その他の事由により署名簿に署名することができないときは、本市の選挙権を有する者(調査請求代表者(条例第 5 条に規定する調査請求代表者をいう。以下同じ。))及び当該調査請求代表者の委任を受けて本市の選挙権を有する者に対し当該署名簿に署名することを求める者を除く。)に委任して、自己の氏名(以下「調査請求者の氏名」という。)を当該署名簿に記載させることができる。この場合において、委任を受けた者による当該調査請求者の氏名の記載は、条例第 5 条の規定による調査請求者の署名とみなす。
- 4 前項の規定により委任を受けた者(以下「氏名代筆者」という。)が調査請求者の氏名を署名簿に記載する場合は、氏名代筆者は、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をしなければならない。
- 5 署名簿にする署名は、第 1 項の請求が行われる日前 60 日以内に行われたものでなければならない。
- 6 調査請求者は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 74 条第 7 項に規定する期間においては、署名簿への署名を求めることができない。

(調査請求書の受理後の手続)

第 3 条 市長は、前条第 1 項の請求があったときは、直ちに選挙管理委員会に対し、当該請求に係る調査請求者及び調査請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求めるものとする。

- 2 前条第 1 項の請求があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、これを却下するものとする。

署名簿の有効署名の総数が条例第 5 条に規定する連署の数に達しないとき。

その内容が調査の請求をすることができない対象についてしたものであるとき。

調査請求書の記載事項又は調査請求書に添付すべき資料に不備があるとき。

- 3 市長は、前項の規定により調査の請求を却下したときは、その旨を調査請求代表者に書面により通知しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式 (第 2 条関係)

年 月 日

(宛先)

大津市長

調査請求代表者

住 所

氏 名

印

調査請求書

大津市長等倫理条例第 5 条の規定に基づき、次のとおり調査を請求します。

- 1 調査請求の対象となる事由の該当条項

- 2 調査請求の対象者及び対象となる事由の内容

- 3 調査請求の対象となる事由を証する資料
別添のとおり

- 4 署名簿
別添のとおり

大津市職員倫理条例施行規則を公布する。

平成27年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第63号

大津市職員倫理条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大津市職員倫理条例 (平成27年条例第 2 号。以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利害関係者と共に飲食をする場合の届出)

第 2 条 条例第 9 条第 1 項の規定による届出は、利害関係者との飲食に係る届出書 (様式第 1 号) により行わなければならない。

(贈与等報告書の提出)

第 3 条 条例第 11 条の規定による贈与等報告書の提出は、事業者等から、贈与等を受け、又は事業者等と一般職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として同条各号に掲げる報酬の支払を受けた日から 14 日以内に、贈与等報告書 (様式第 2 号) により行わなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

(宛先)

任命権者

所 属

職 名

氏 名

印

利害関係者との飲食に係る届出書

大津市職員倫理条例第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 会合等の内容	
2 参加者及び参加人数	
3 飲食の日時	年 月 日() 時 分から 時 分まで
4 飲食の場所	
5 利害関係者の氏名又は名称、所属、役職等	
6 一般職員の職務と利害関係者との関係	
7 一般職員が負担した費用の額	一般職員の負担額 円 (他の参加者の1人当たりの負担額 円)
8 事後報告になった場合にあっては、その理由	

倫理監督者	所属長

様式第 2 号 (第 3 条関係)

年 月 日

(宛先)

任命権者

所 属

職 名

氏 名

印

贈与等報告書

大津市職員倫理条例第11条の規定により、贈与等報告書を提出します。

1 贈与等を受け、又は報酬の支払を受けた年月日	
2 贈与等又は報酬の支払の基因となった事実	
3 贈与等又は報酬の内容	
4 贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の額	
5 供給接待を受けた場合にあっては、当該供給接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供給接待の場に居合わせた者の人数及びその者の職業（多数の者が出席するパーティー等の場において受けた供給接待にあっては、当該供給接待の場に居合わせた者の概数）	
6 贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、代表者の氏名	
7 贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と一般職員の職務との関係	

注 1 3 の欄には、贈与等を受けた場合にあっては、金銭の贈与、有価証券の譲受け、有価証券以外の物品の贈与、不動産の贈与、役務の提供又は供給接待の区分及びそれぞれの具体的な内容を記載すること。

2 4 の欄に贈与等により受けた利益についての推計額を記載している場合にあっては、その推計の根拠となる書類を添付すること。

倫理監督者	所属長

大津市生活困窮者自立支援法施行細則を公布する。

平成27年4月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第64号

大津市生活困窮者自立支援法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「法」という。)の施行に関し、他に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(給付金の支給の制限)

第2条 次の各号のいずれかに該当する場合には、生活困窮者住居確保給付金(以下「給付金」という。)を支給しない。

生活困窮者又は生活困窮者と同一の世帯に属する親族のいずれかが暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である場合

給付金に係る入居予定の賃貸住宅又は現に入居している賃貸住宅の不動産媒介業者又は賃貸人が次のいずれかに該当する場合

ア 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者(以下「役員等」という。)のうちに暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)に該当する者がいるとき。

イ 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者がいるとき。

ウ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのあるとき。

エ 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

オ 暴力団員等が経営に実質的に関与しているとき。

カ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の威力又は暴力団員等を利用する等しているとき。

キ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与しているとき。

ク 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

ケ 暴力団員等である個人又は役員等が暴力団員等である法人をその事実を知りながら、不当に利用する等しているとき。

(支給申請等)

第3条 生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号。以下「施行規則」という。)第13条の生活困窮者住居確保給付金支給申請書には、次に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを添付しなければならない。

生活困窮者住居確保給付金申請時確認書(様式第1号)

給付金の支給を受けようとする者(以下第5条までにおいて「申請者」という。)が本人であることを証する書類の写し

申請者が申請前2年以内に離職し、又はその事業を廃止したことを確認することができる書類の写し

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入があるものについて、その収入の額を確認することができる書類の写し

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の預貯金の額を確認することができる金融機関の通帳等の写し

公共職業安定所から交付を受けた求職受付票の写し

2 申請者のうち次の表の左欄に掲げる者は、それぞれ同表の右欄に定める書類を、前項の書類の提出後速やかに、市長に提出しなければならない。

居住する住宅の所有権又は使用若しくは収益を目的とする権利を喪失した者(以下「住居喪失者」という。)	入居予定住宅に関する状況通知書(様式第2号)
---	------------------------

現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となった者	入居住宅に関する状況通知書 (様式第 3 号) 現に賃借して居住する住宅の賃貸借契約書の写し
-------------------------------	---

(支給対象者証明書等)

第 4 条 市長は、施行規則第 13 条の規定による申請及び前条第 2 項の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し、給付金の支給の対象者であると決定したときは、生活困窮者住居確保給付金支給対象者証明書 (様式第 4 号) を当該申請者に交付するものとする。

2 前項の生活困窮者住居確保給付金支給対象者証明書 (次項において「証明書」という。) の有効期間は、その発行の日から 1 月間とする。

3 証明書の交付を受けた申請者が住居喪失者である場合は、当該申請者は、速やかに入居予定住宅に関する状況通知書に記載されている入居を予定している住宅の賃貸借契約を締結し、当該住宅への入居後 7 日以内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- 住居確保報告書 (様式第 5 号)
- 当該住宅の賃貸借契約書の写し
- 当該住宅の住所地における住民票の写し

(支給決定等)

第 5 条 市長は、給付金を支給することと決定したときは生活困窮者住居確保給付金支給決定通知書 (様式第 6 号) により、給付金を支給しないことと決定したときは生活困窮者住居確保給付金不支給通知書 (様式第 7 号) により当該申請者に通知するものとする。

(常用就職の報告等)

第 6 条 給付金の支給の決定 (以下「支給決定」という。) を受けた者 (以下「受給者」という。) は、施行規則第 10 条第 5 号に規定する労働契約による就職をした場合には、常用就職届 (様式第 8 号) に収入の見込額を確認することができる書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の届出を行った受給者は、当該届出を行った日の属する月の翌月以降、1 月ごとに受給者の収入の額を確認することができる書類を市長に提出しなければならない。

(支給決定の変更)

第 7 条 受給者は、次の表の左欄に掲げる事由が生じたため、支給決定を受けた事項の変更 (家賃の変更又は収入の減少の場合にあつては、給付金が増額する場合に限る。) をしようとするときは、あらかじめ、生活困窮者住居確保給付金変更支給申請書 (様式第 9 号) に同欄に掲げる事由の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める書類を添付して、市長に申請しなければならない。

事由	提出書類
家賃の変更	入居している住宅の賃貸借契約を変更する契約書等家賃の変更を確認することができる書類の写し
収入の減少	受給者及び受給者と同一の世帯に属する者のうち収入があるものについてその収入の額を確認することができる書類の写し
転居	受給者の責に帰すべき事由以外の事由による転居であることを確認することができる書類の写し 入居住宅に関する状況通知書 新たに入居した住宅の賃貸借契約書等の写し

2 市長は、支給決定の変更を決定したときは、生活困窮者住居確保給付金変更支給決定通知書 (様式第 10 号) により受給者に通知するものとする。

(支給停止等)

第 8 条 受給者は、職業訓練受講給付金 (職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律 (平成 23 年法律第 47 号) 第 7 条第 1 項に規定する職業訓練受講給付金をいう。以下同じ。) の支給を受けることとなったときは、速やかに、生活困窮者住居確保給付金支給停止届 (様式第 11 号) に次に掲げる書類を添付して市長に届け出なければならない。

公共職業安定所から交付を受けた職業訓練受講給付金事前審査通知書 (該当) の写し

職業訓練実施機関 (職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第 4 条第 1 項の規定による認定を受けた職業訓練を行う者をいう。) から交付を受けた選考結果通知書の写し

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、給付金の支給を停止するものとする。

3 市長は、前項の規定による給付金の支給の停止を決定したときは、住宅困窮者住居確保給付金支給停止通知

書(様式第12号)により受給者に通知するものとする。

- 4 受給者は、第2項の規定による停止に係る給付金の給付の再開を受けようとするときは、職業訓練受講給付金に係る訓練を修了する日までに、生活困窮者住居確保給付金支給再開申請書(様式第13号)に次に掲げる書類のうち市長が必要と認める書類を添付して市長に申請しなければならない。

入居している住宅の賃貸借契約書の写し

公共職業安定所から交付を受けた職業訓練受講給付金不支給決定通知書の写し

- 5 市長は、給付金の給付の再開を決定したときは、生活困窮者住居確保給付金再開通知書(様式第14号)により受給者に通知するものとする。

(支給中止)

第9条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の支給を中止するものとする。

施行規則第10条に規定する要件を満たさなくなったとき。

第6条第2項の規定による書類の提出を怠ったとき。

住宅から退居したとき(受給者の責に帰すべき事由以外の事由により転居した場合又は市長の指導に基づき市内で転居した場合を除く。)

偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けたとき。

受給者又は受給者と同一の世帯に属する親族が暴力団員であることが判明したとき。

受給者が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けることとなった場合その他法令の規定による生活困窮者住居確保給付金に相当する給付の支給を受けることとなったとき。

前各号に掲げるもののほか、給付金を支給することができない事情が生じたとき。

- 2 市長は、前項の規定により生活困窮者住居確保給付金の支給の中止を決定したときは、生活困窮者住居確保給付金支給中止通知書(様式第15号)により受給者に通知するものとする。

(支給期間の延長)

第10条 施行規則第12条第1項ただし書の規定による給付金の支給期間の延長を受けようとする者は、生活困窮者住居確保給付金支給期間(再)延長申請書(様式第16号)に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

求職活動の状況を確認することができる書類

受給者及び受給者と同一の世帯に属する者のうち収入があるものについてその収入の額を確認することができる書類の写し

受給者及び受給者と同一の世帯に属する者の預貯金の額を確認することができる金融機関の通帳等の写し

- 2 施行規則第12条第1項ただし書の規定により市長が定める期間は、6月とする。

- 3 市長は、給付金の支給期間の延長を決定したときは、生活困窮者住居確保給付金支給期間(再)延長決定通知書(様式第17号)により受給者に通知するものとする。

(認定申請)

第11条 施行規則第20条の生活困窮者就労訓練事業認定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

生活困窮者就労訓練事業(以下「訓練事業」という。)を行おうとする者(以下「申請者」という。)の登記事項証明書

訓練事業を行う施設の平面図、写真等

訓練事業を運営する事業所の概要、組織図等訓練事業を確実に運営することができることを確認することができる書類

貸借対照表、収支計算書等申請者の財政的基盤を確認することができる書類

訓練事業の実施状況に関する情報の公開のための措置を確認することができる書類

申請者の役員名簿

誓約書(様式第18号)

施行規則第21条第4号の規定により講じようとする措置の内容を確認することができる書類

その他市長が必要と認める書類

(申請者に対する通知)

第12条 市長は、法第10条第1項の規定による認定をすることとしたときは生活困窮者就労訓練事業認定通知書(様式第19号)により、当該認定をしないこととしたときは生活困窮者就労訓練事業不認定通知書(様式第20号)により申請者に通知するものとする。

(訓練事業の変更)

第13条 施行規則第22条の規定による届出は、同条第1号又は第3号から第5号までに掲げる事項に変更があったときは認定生活困窮者就労訓練事業変更届(様式第21号)により、同条第2号に掲げる事項を変更しようとするときは認定生活困窮者就労訓練事業変更届(様式第22号)により行わなければならない。

(訓練事業の廃止)

第14条 施行規則第23条の規定による届出は、認定生活困窮者就労訓練事業廃止届 (様式第23号) により行わなければならない。

(訓練事業の取消し)

第15条 市長は、法第10条第3項の規定により訓練事業の認定を取り消したときは、生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書 (様式第24号) により当該訓練事業を行う者に通知するものとする。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

(表)

生活困窮者住居確保給付金申請時確認書

(誓約事項)

- 1 生活困窮者住居確保給付金の受給期間 (以下「受給期間」という。) において、次の就職活動要件を満たすこと又は市長が作成する計画に基づく就労支援を受けること。
 - 月 4 回以上市が実施する面接等の支援を受けること。
 - 月 2 回以上公共職業安定所が実施する職業相談を受けること。
 - 原則週 1 回以上求人先へ応募を行い、又は求人先の面接を受けること。
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する親族のいずれもが暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) ではないこと及び受給期間中においても暴力団員にならないこと。

(同意事項)

- 1 次の各号のいずれかに該当した場合には、生活困窮者住居確保給付金の支給が中止されること。
 - 誠実かつ熱心に就職活動を行わない場合又は就労支援に関する市長の指示に従わない場合
 - 生活困窮者住居確保給付金の受給者 (以下「受給者」という。) が常用就職後、その就労による給与収入が収入基準を超える場合又はそのことを市長に報告しない場合
 - 生活困窮者住居確保給付金の支給決定後、当該支給決定に係る住宅から退居した場合 (受給者の責に帰すべき事由以外の事由により転居する場合又は市長の指導に基づき市内で転居する場合で、あらかじめ支給決定の変更を受けたときを除く。)
 - 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた場合
 - 生活困窮者住居確保給付金の支給決定後、受給者及び受給者と同一の世帯に属する親族が暴力団員であると判明した場合
 - 受給者が生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) による保護を受けることとなった場合その他法令の規定による生活困窮者住居確保給付金に相当する給付の支給を受けることとなった場合
 - 前各号に掲げるもののほか、給付金を支給することができない事情が生じた場合
- 2 生活困窮者住居確保給付金の支給決定後、市職員が申請者の賃貸住宅を訪問し、その入居の状況を確認することがあること。
- 3 生活困窮者自立支援法 (平成 25 年法律第 105 号) 第 15 条第 1 項の規定に基づき、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は市職員が質問することがあること。
- 4 生活困窮者住居確保給付金の支給に必要な限度において、暴力団員に該当するかどうかを確認するため、市長が官公署に対し、必要な情報を求めること。
- 5 生活困窮者住居確保給付金の支給及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲内で、市、滋賀県社会福祉協議会及び大津市社会福祉協議会の間で必要な情報を相互利用すること。

年 月 日

(宛先)

大津市長

私は、上記の誓約事項及び同意事項について確認の上、それぞれ誓約し、及び同意します。

申請者 住所

氏名

印

(裏)

1 添付書類

本人確認書類 運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票又は戸籍謄本等のいずれかの写し

離職関係書類 2年以内に離職し、又は事業を廃止したことを確認することができる書類の写し

収入関係書類 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入があるものについて、その収入の額を確認することができる書類の写し

金融資産関係書類 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の預貯金の額を確認することができる金融機関の通帳等の写し

求職関係書類 公共職業安定所から交付を受けた求職受付票の写し

2 追加提出書類

住宅を喪失した者 不動産媒介業者又は賃貸人から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書（様式第2号）

住宅を喪失するおそれがある者 当該住宅の賃貸人から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書（様式第3号）

注1 生活困窮者住居確保給付金の支給を希望する者は、生活困窮者住居確保給付金申請書にこの書類を添付して提出してください。

2 氏名を記載し、押印することに代えて署名することができます。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

様式第2号(第3条関係)

(第1面)

入居予定住宅に関する状況通知書

- 1 次の者から、賃貸住宅への入居についての希望がありました。
このことについて、物件等に関する概要等を通知します。
- 2 第3面に記載する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)と関係を有しない旨の確認事項については、事実と相違ありません。
また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことを確認するため、市が官公署に情報を求めることに同意します。
- 3 生活困窮者住居確保給付金の支給及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲内で、市、滋賀県社会福祉協議会及び大津市社会福祉協議会の間で必要な情報を相互利用されることについて同意します。

(宛先)

大津市長

年 月 日

不動産媒介業者又は貸主
氏名又は名称

代表者名

印

住所又は所在地 〒

免許証番号

担当者等 氏名

所属

電話番号

入居予定者

フリガナ 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
同 居 状 況	単 身 ・ 複 数 (人)

入居予定の賃貸住宅

名 称	
所 在 地	
家 賃	円
入 居 予 定 日	年 月 日 (年 月 日 まで の 月 日 間)

(第 2 面)

初期費用		
家賃 (入居に際して当初の支払を要する家賃)	(月分 + 日割り	円 日分として)
共益費		円
管理費		円
敷金		円
礼金等	礼金	円
	その他 ()	円
媒介報酬額		円
火災保険料		円
その他 (入居保証料等)		円
合 計		円

振込口座			
生活困窮者住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	

生活困窮者住居確保給付金支給申請者 本人記入欄
<p>入居予定の賃貸住宅は上記のとおりです。</p> <p>生活困窮者住居確保給付金の支給は、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">住 所</p>

(第3面)

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

私は、暴力団員等(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)と関係を有する不動産媒介業者又は賃貸人(以下「不動産媒介業者等」という。)ではありません。

暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次の各号のいずれかに該当するものをいう。

法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者(以下「役員等」という。)のうち暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等

個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうち暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等

暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等

暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等

暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等

役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等

役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等

役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等

暴力団員等である個人又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

- 注1 第1面の不動産媒介業者又は貸主について、法人でない貸主が記入する場合は、氏名、住所及び電話番号のみを記載してください。また、免許証番号は、不動産媒介業者又は貸主が宅地建物取引業者(宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。)である場合のみ記載してください。
- 生活困窮者住居確保給付金の支給額は、市内における住宅扶助特別基準額を上限とし、入居予定者の収入に応じた額となります。
 - 生活困窮者住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法(平成3年法律第90号)の規定の適用を受ける建物賃貸借契約に限ります。
 - 共益費及び管理費の額は、家賃の額に含めないでください。
 - 定期建物賃貸借契約の場合に限り、入居予定日欄の()内に、入居予定日から契約満了日までの期間を記載してください。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

様式第 3 号 (第 3 条関係)

(表)
入居住宅に関する状況通知書

- 1 次の者に対して、賃貸している住宅に関する概要等を通知します。
- 2 裏面に記載する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者 (以下「暴力団員等」という。) と関係を有しない旨の確認事項については、事実と相違ありません。
また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことを確認するため、市が官公署に情報を求めることに同意します。

(宛先)

大津市長

年 月 日

不動産媒介業者又は貸主

氏名又は名称

代表者名

印

住所又は所在地 〒

担当者等 氏名

所属

電話番号

入居者

フリガナ 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
同 居 状 況	単 身 ・ 複 数 (人)
入居開始年月日	年 月 日

入居している賃貸住宅

名 称	
所 在 地	
家 賃	円

振込口座

生活困窮者住居 確保給付金の振 込先	貸主又は貸主か ら委託を受けた 事業者の振込口 座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支 店 名	
		口座種別	普通 ・ 当 座
		口座番号	

(裏)

生活困窮者住居確保給付金支給申請者 本人記入欄

入居している賃貸住宅は表面記載のとおりです。

生活困窮者住居確保給付金の支給は、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

年 月 日

氏 名

印

住 所

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

私は、暴力団員等(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)と関係を有する不動産媒介業者又は賃貸人(以下「不動産媒介業者等」という。)ではありません。

暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次の各号のいずれかに該当するものをいう。

法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者(以下「役員等」という。)のうち暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等

個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうち暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等

暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等

暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等

暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等

役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等

役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等

役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等

暴力団員等である個人又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

注1 第1面の不動産媒介業者又は貸主について、法人でない貸主が記入する場合は、氏名、住所及び電話番号のみを記載してください。

2 生活困窮者住居確保給付金の支給額は、市内における住宅扶助特別基準額を上限とし、入居予定者の収入に応じた額となります。

3 生活困窮者住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法(平成3年法律第90号)の規定の適用を受ける建物賃貸借契約に限ります。

4 共益費及び管理費の額は、家賃の額に含めないでください。

5 生活困窮者住居確保給付金の支給を申請する者は、居住する住宅の賃貸借契約の写しを添付してこの通知書を市長に提出してください。

6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

様式第 4 号 (第 4 条関係)

生活困窮者住居確保給付金支給対象者証明書

次の者が生活困窮者住居確保給付金の支給の対象者の要件に適合していることを証明します。

年 月 日

大津市長

印

本人関係

フリガナ 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
現 在 の 居 所	
電 話 番 号	

入居予定の賃貸住宅

名 称	
所 在 地	
入 居 予 定 日	年 月 日

生活困窮者住居確保給付金支給予定額

支 給 予 定 額	月額	円
-----------	----	---

注 この証明書の有効期間は、発行の日から入居予定日の 1 か月後までとします。

様式第 5 号 (第 4 条関係)

住居確保報告書

私は、次のとおり住居を確保することができましたので、賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付して報告します。

(宛先)
大津市長

年 月 日

フリガナ

氏 名

印

電話番号

入居した賃貸住宅

名 称	
住 所	〒
入 居 日	年 月 日

総合支援資金 (住宅入居費) (社会福祉協議会による貸付け) を利用した場合

初期費用の貸付実行日 (資金振込日)	年 月 日
-------------------------	-------

- 注 1 この報告書は、入居日から 7 日以内に、入居した賃貸住宅の賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付して提出してください。
- 2 生活困窮者住居確保給付金の支給の対象となった賃貸住宅に入居しない場合又は当該賃貸住宅を支給期間内に退居する場合は、既に支給した給付の返還義務が生じることがあります。当該賃貸住宅に入居しない場合又は当該賃貸住宅を支給期間内に退居する場合には、その事情が生じたときに、必ず市に相談してください。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

様式第 6 号 (第 5 条関係)

第 号
年 月 日

様

大津市長

印

生活困窮者住居確保給付金支給決定通知書

年 月 日付で申請のあった生活困窮者住居確保給付金の支給について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額 月額 円
- 2 支給期間 年 月 (年 月家賃相当分) から
年 月 (年 月家賃相当分) まで
- 3 支給方法 生活困窮者自立支援法施行規則 (平成27年厚生労働省令第16号) 第17条の規定による住宅の貸主
又は貸主から委託を受けた事業者の口座への振込み
- 4 支給の対象となる住宅 名称

所在地

(条件)

生活困窮者住居確保給付金の受給期間中、次の から までの常用就職に向けた就職活動を怠った場合又は市長の作成する計画に基づく就労支援を拒否した場合には、支給を中止します。

毎月 4 回以上市による面接等の支援を受けること。

毎月 2 回以上公共職業安定所で職業相談を受けること。

原則週 1 回以上求人先へ応募を行い、又は求人先の面接を受けること。

この決定に不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大津市長に対して、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。

また、この通知書の交付を受けた日 (前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日) の翌日から起算して 6 か月以内に、大津市を被告として (大津市長が被告の代表者となります。)、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

注 1 生活困窮者住居確保給付金の受給期間中に就職した場合には、常用就職届 (様式第 8 号) を提出してください。

2 賃貸住宅の家賃額の一部について生活困窮者住居確保給付金の支給を受けている者については、受給期間中に収入が減少したときは、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、市に申し出てください。

様式第 7 号 (第 5 条関係)

第 号
年 月 日

様

大津市長 印

生活困窮者住居確保給付金不支給通知書

年 月 日付けで申請のあった生活困窮者住居確保給付金について、下記の理由により支給しないことと決定したので通知します。

記

不支給の理由

この決定に不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大津市長に対して、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。

また、この通知書の交付を受けた日（前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

様式第 8 号 (第 6 条関係)

常用就職届

私は、就職活動を行った結果、次のとおり期間の定めのない (6 か月以上の雇用が見込まれる) 就職をしたので届け出ます。

この就職によって、生活困窮者住居確保給付金の支給が中止されることとなる収入要件を超える月額収入が得られた場合は、当該月額収入を得られた月の翌々月以降の家賃相当分から支給が中止されることについて承諾します。

(宛先)
大津市長

年 月 日

フリガナ

氏 名 印

住 所

電話番号

就職先

フリガナ 事業所名	
事業所の住所	
就職日	年 月 日

住居確保給付金の支給状況

住宅入居日	
支給期間	年 月 (年 月家賃相当分) から 年 月 (年 月家賃相当分) まで
支給額	月額 円

添付書類

収入見込額が確認できる書類

注 1 この届出を行った日の属する月の翌月以降についても、収入額を確認することができる書類を毎月提出してください。

2 不用の文字は、抹消してください。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

様式第 9 号 (第 7 条関係)

生活困窮者住居確保給付金変更支給申請書

私は、 年 月 日付け第 号により支給の決定を受けた生活困窮者住居確保給付金について、支給の変更を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

年 月 日

(宛先)
大津市長

フリガナ
氏 名 印
住 所
生年月日
電話番号

変更理由

変更理由

添付書類

- 1 家賃が変更される場合 変更契約書等家賃の変更を証する書類
- 2 賃貸住宅の家賃額の一部について給付金の支給を受けている者で収入が減少する場合 申請者及び申請者と同一世帯に属する者のうち収入があるものについてその収入を確認することができる書類の写し
- 3 転居した場合 次に掲げる書類
 - 貸主の責による転居であることを確認することができる書類の写し
 - 入居住宅に関する状況通知書 (様式第 3 号)
 - 転居先の賃貸借契約書等の写し

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

様式第11号 (第 8 条関係)

生活困窮者住居確保給付金支給停止届

私は、次のとおり公共職業安定所から職業訓練受講給付金事前審査通知書 (該当) の交付を受け、職業訓練受講給付金を受給する予定ですので届け出ます。

この届出によって、生活困窮者住居確保給付金の支給が停止されることについて承諾します。

(宛先)

大津市長

年 月 日

フリガナ

氏 名

印

住 所

生年月日

電話番号

職業訓練受講給付金手続状況

職業訓練給付金事前審査通知書 (該当) 交付年月日	年 月 日
申 請 番 号	
訓 練 開 始 (予 定) 日	年 月 日
訓 練 修 了 (予 定) 日	年 月 日

生活困窮者住居確保給付金の支給状況

支 給 開 始 月	年 月から (年 月家賃相当分から)
支 給 額	月額 円

添付書類

職業訓練受講給付金事前審査通知書 (該当) の写し
選考結果通知書の写し

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

様式第12号 (第 8 条関係)

第 号
年 月 日

様

大津市長 印

生活困窮者住居確保給付金支給停止通知書

年 月 日付け第 号により支給決定した生活困窮者住居確保給付金について、下記のとおり支給を停止することとしたので通知します。

記

- 1 支給停止時期 年 月 (年 月家賃相当分) から
年 月 (年 月家賃相当分) まで
- 2 支給停止の理由 職業訓練受講給付金 (職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律 (平成23年法律第47号) 第 7 条第 1 項に規定する職業訓練受講給付金をいう。以下同じ。) を受給する予定であるため

- 注 1 生活困窮者住居確保給付金の支給の停止期間中に常用就職した場合には、常用就職届 (様式第 8 号) を市長に提出してください。
- 2 職業訓練受講給付金の受給終了後には、支給期間の残月分の生活困窮者住居確保給付金の支給を受けることができます。生活困窮者住居確保給付金の支給を希望する場合は、職業訓練受講給付金に係る訓練を修了する日までに生活困窮者住居確保給付金支給再開申請書 (様式第13号) を市長に提出してください。
 - 3 職業訓練受講給付金に係る訓練を修了する日までに生活困窮者住居確保給付金支給再開申請書の提出がない場合は、生活困窮者住居確保給付金の支給の中止決定を行う場合があります。

この決定に不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大津市長に対して、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。

また、この通知書の交付を受けた日 (前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日) の翌日から起算して 6 か月以内に、大津市を被告として (大津市長が被告の代表者となります。) 、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

様式第13号 (第 8 条関係)

(表)

生活困窮者住居確保給付金支給再開申請書

私は、職業訓練受講給付金の受給の終了に伴い、生活困窮者住居確保給付金の支給の再開の決定を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

(宛先)

大津市長

年 月 日

フリガナ

氏 名

印

住 所

生年月日

電話番号

職業訓練受講給付金受給状況

申 請 番 号	
最初に支給を受けた支給単位期間の初日	年 月 日
最後に支給申請を行う支給単位期間の末日	年 月 日

添付書類

居住している住宅の賃貸借契約書の写し

職業訓練受講給付金が不支給となった者については、公共職業安定所から交付を受けた職業訓練受講給付金不支給決定通知書

(裏)

(同意事項)

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって生活困窮者住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後生活困窮者住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 受給中は、公共職業安定所に求職の申込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
- 3 生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要な範囲で、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第15条第1項又は第2項の規定に基づき報告等を求めることがあります。
- 4 生活困窮者住居確保給付金の支給決定に必要な範囲で、法第16条第1項又は第2項の規定に基づき市から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 生活困窮者住居確保給付金の支給決定に必要な範囲で、法第16条第1項又は第2項の規定に基づき申請者が居住する住宅を賃貸する者に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「施行規則」という。）第14条第2項の規定に基づく就労支援に関する市長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 施行規則第17条の規定に基づき、生活困窮者住居確保給付金は申請者が居住する住宅を賃貸する者に直接振込みをすることにより申請者に対する支給となります。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

様式第14号 (第 8 条関係)

第 号
年 月 日

様

大津市長 印

生活困窮者住居確保給付金支給再開通知書

年 月 日付け第 号により支給を停止した生活困窮者住居確保給付金について、下記のとおり支給を再開することとしたので通知します。

記

- 1 支給額 月額 円
- 2 支給再開時期 年 月分 (年 月家賃相当分) から
年 月分 (年 月家賃相当分) まで

この決定に不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大津市長に対して、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。

また、この通知書の交付を受けた日 (前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日) の翌日から起算して 6 か月以内に、大津市を被告として (大津市長が被告の代表者となります。) 、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

様式第15号 (第 9 条関係)

第 号
年 月 日

様

大津市長 印

生活困窮者住居確保給付金支給中止通知書

年 月 日付け第 号により支給の決定をした生活困窮者住居確保給付金について、下記のとおり支給を中止することとしたので通知します。

記

- 1 支給中止時期 年 月から
(年 月家賃相当分から)
- 2 支給中止の理由

この決定に不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大津市長に対して、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。

また、この通知書の交付を受けた日 (前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日) の翌日から起算して6か月以内に、大津市を被告として (大津市長が被告の代表者となります。) 、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

様式第16号(第10条関係)

(表)

生活困窮者住居確保給付金支給期間(再)延長申請書					
フリガナ					
氏名					
生年月日	年 月 日 満 歳				
電話番号				性別	
申立事項	期間(再)延長が必要な理由				
	申請者及び申請者と同一世帯に属する者の収入及び預貯金は、次のとおりです。				
	フリガナ				
	氏名				
	続柄	本人			
	性別				
	生年月日				
	収入(月額)				
預貯金等					
<p>私は、 年 月 日付け第 号により生活困窮者住居確保給付金の支給の決定を受けましたが、今後も誠実かつ熱心に就職活動を行うため支給期間の(再)延長を希望しますので、必要書類を添えて申請します。</p> <p>なお、上記の申立事項は事実に相違ありません。</p> <p>私の個人情報が、生活困窮者住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲内で、生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号)第4条第1項第2号に規定する都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会の間で相互利用されることについて了承します。</p> <p>また、裏面の同意事項について同意します。</p>					
年 月 日					
(宛先)					
大津市長					
申請者氏名				印	
住所					

(裏)

(同意事項)

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって生活困窮者住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後生活困窮者住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 受給中は、公共職業安定所に求職の申込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
- 3 生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要な範囲で、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第15条第1項又は第2項の規定に基づき報告等を求めることがあります。
- 4 生活困窮者住居確保給付金の支給決定に必要な範囲で、法第16条第1項又は第2項の規定に基づき市から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 生活困窮者住居確保給付金の支給決定に必要な範囲で、法第16条第1項又は第2項の規定に基づき申請者が居住する住宅を賃貸する者に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 生活困窮者自立支援法施行規則（以下「施行規則」という。）第14条第2項の規定に基づく就労支援に関する市長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 施行規則第17条の規定に基づき、生活困窮者住居確保給付金は申請者が居住する住宅を賃貸する者に直接振込みをすることにより申請者に対する支給となります。

注1 申立事項の収入（月額）欄は、申請日の属する月の収入（月額）が確実に推計できる場合はその額を、変動がある場合は収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載してください。この場合には、失業給付、児童扶養手当等の各種手当も合算してください。

2 氏名を記載し、押印することに代えて署名することができます。

3 この申請書には、次の書類を添付してください。

就職活動の状況を確認することができる書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入があるものについてその収入の金額を確認することができる書類の写し

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の預貯金の額を確認することができる金融機関の通帳等の写し

4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

様式第17号 (第10条関係)

第 号
年 月 日

様

大津市長 印

生活困窮者住居確保給付金支給期間 (再) 延長決定通知書

年 月 日付で申請のあった生活困窮者住居確保給付金の (再) 延長について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額 月額 円
- 2 支給期間 年 月 (年 月家賃相当分) から
年 月 (年 月家賃相当分) まで
- 3 支給方法 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。
- 4 支給の対象となる住宅 名称
所在地

(条件)

生活困窮者住居確保給付金の受給期間中、次の から までの常用就職に向けた就職活動を怠った場合又は市長の作成する計画に基づく就労支援を拒否した場合には、支給を中止します。

毎月 4 回以上市による面接等の支援を受けること。

毎月 2 回以上公共職業安定所で職業相談を受けること。

原則週 1 回以上求人先へ応募を行い、又は求人先の面接を受けること。

この決定に不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、大津市長に対し、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。

また、この通知書の交付を受けた日 (前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日) の翌日から起算して 6 か月以内に、大津市を被告として (大津市長が被告の代表者となります。)、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

- 注 1 生活困窮者住居確保給付金の受給期間中に就職した場合には、常用就職届 (様式第 8 号) を提出してください。
- 2 賃貸住宅の家賃額の一部について生活困窮者住居確保給付金の支給を受けている者については、受給期間中に収入が減少したときは、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、市に申し出てください。

様式第18号 (第11条関係)

誓 約 書

年 月 日

(宛先)

大津市長

主たる事業所
の所在地申請者
名 称

代表者の職・氏名 印

年 月 日付けで行った生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第10条第1項の規定に基づく生活困窮者就労訓練事業の認定の申請について、下記のとおり誓約します。

記

- 1 提出する書類について事実と相違ないこと。
- 2 生活困窮者自立相談支援事業を行う者のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること(生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号。以下「施行規則」という。)第21条第1号八関係)。
- 3 生活困窮者就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること(施行規則第21条第1号二関係)。
- 4 施行規則第21条第1号ホ から までのいずれにも該当しない者であること。

(参考)生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号)第21条第1号ホ

生活困窮者自立支援法(以下「法」という。)その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

法第10条第3項の規定により同条第1項の認定の取消しを受け、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者

破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第5条第1項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者

会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者
又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

破産者で復権を得ない者

役員のうち から までのいずれかに該当する者がある者

から までに掲げる者のほか、その行った生活困窮者就労訓練事業(過去5年以内に行ったものに限る。)に関して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により生活困窮者就労訓練事業を行わせることが不適切であると認められる者

- 5 生活困窮者就労訓練事業の利用者に対し、就労の機会を提供するとともに、施行規則第21条第2号イ及びロに掲げる就労等の支援のための措置を講じること。
- 6 生活困窮者就労訓練事業の利用者(労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者を除く。)の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)の規定に準ずる取扱いをすること(施行規則第21条第3号関係)。
- 7 生活困窮者就労訓練事業の利用に係る災害(労働基準法第9条に規定する労働者に係るものを除く。)が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること(施行規則第21条第4号関係)。
- 8 厚生労働大臣が定める就労訓練事業の実施に関する指針を遵守すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

様式第19号 (第12条関係)

第 号
年 月 日

様

大津市長

印

生活困窮者就労訓練事業認定通知書

年 月 日付けで申請のあった生活困窮者就労訓練事業の認定の申請について、生活困窮者自立支援法 (平成25年法律第105号) 第10条第 1 項の規定に基づき、次のとおり認定したので、通知します。

認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名		
認定生活困窮者就労訓練事業を行う事業所の名称及び所在地		
認定生活困窮者就労訓練事業の定員の数及び内容		
当該認定に関する事項	認定年月日	
	認定番号	

注 認定生活困窮者就労訓練事業を変更又は廃止する場合は、それぞれ変更届又は廃止届が必要となります。
また、第 2 種社会福祉事業として実施する場合は、その開始、変更又は廃止について、1 か月以内にそれぞれ社会福祉法の規定に基づく届出が必要となります。

様式第20号 (第12条関係)

第 号
年 月 日

様

大津市長 印

生活困窮者就労訓練事業不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった生活困窮者就労訓練事業の認定の申請について、生活困窮者自立支援法 (平成25年法律第105号) 第10条第 1 項の規定に基づく認定を行わないこととしたので通知します。

申請者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	
申請に係る事業所の名称及び所在地	
不認定となった理由	

この決定に不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大津市長に対し、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。

また、この通知書の交付を受けた日 (前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日) の翌日から起算して 6 か月以内に、大津市を被告として (大津市長が被告の代表者となります。)、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

様式第21号 (第13条関係)

認定生活困窮者就労訓練事業変更届

年 月 日

(宛先)

大津市長

届出者 主たる事業所の所在地
名 称
代表者の職・氏名

印

認定生活困窮者就労訓練事業に関し変更があったので、生活困窮者自立支援法施行規則 (平成27年厚生労働省令第16号。以下「施行規則」という。) 第22条の規定に基づき、届け出ます。

変更に係る事業所の名称及び所在地	
変 更 年 月 日	年 月 日

認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の名称、主たる事務所の所在地、連絡先及び代表者の氏名 (施行規則第22条第 1 号)	
認定生活困窮者就労訓練事業の定員の数 (施行規則第22条第 3 号)	
認定生活困窮者就労訓練事業の内容 (施行規則第22条第 4 号)	
就労等の支援に関する措置に係る責任者の氏名 (施行規則第22条第 5 号)	

- 注 1 変更事項について、該当する項目の左欄に を記入し、変更内容を記載してください。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

様式第22号 (第13条関係)

認定生活困窮者就労訓練事業変更届

年 月 日

(宛先)

大津市長

届出者 主たる事業所の所在地
 名 称
 代表者の職・氏名

印

認定生活困窮者就労訓練事業について次のとおり変更するので、生活困窮者自立支援法施行規則 (平成27年厚生労働省令第16号) 第22条の規定に基づき、届け出ます。

変更に係る事業所の名称及び所在地	
変更予定年月日	年 月 日

認定生活困窮者就労訓練事業が行われる事業所の名称、所在地、連絡先及び責任者の氏名 (生活困窮者自立支援法施行規則第22条第2号) に関する変更内容	
---	--

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

様式第23号(第14条関係)

認定生活困窮者就労訓練事業廃止届

年 月 日

(宛先)

大津市長

主たる事業所
の所在地
届出者 名 称
代表者の職・氏名

印

認定生活困窮者就労訓練事業を廃止したので、生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号)第23条の規定に基づき、届け出ます。

廃止に係る事業所の 名称及び所在地	
廃止年月日	年 月 日

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

様式第24号 (第15条関係)

第 号
年 月 日

様

大津市長 印

生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書

年 月 日付けで行った生活困窮者就労訓練事業に係る認定について、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第10条第3項の規定により、次のとおり取り消したので通知します。

取消しに係る認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	
取消しに係る認定生活困窮者就労訓練事業を行う事業所の名称及び所在地	
取消しとなった理由	

この決定に不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大津市長に対して、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます。

また、この通知書の交付を受けた日（前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となります。）、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

大津市福祉有償運送運営協議会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年4月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第65号

大津市福祉有償運送運営協議会規則の一部を改正する規則

大津市福祉有償運送運営協議会規則(平成24年規則第131号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第49条第3号八」を「第49条第1項第3号八」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市市税規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年4月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第66号

大津市市税規則の一部を改正する規則

大津市市税規則(昭和35年規則第30号)の一部を次のように改正する。

様式第51号の2の4中 「理論帳簿価額 評価額」 を 「評価額」 に改める。

様式第63号(第1葉)中「左記表等」を「下記表等」に改める。

様式第72号の2中「あて先」を「宛先」に、「納期限の7日前」を「納期限」に、「寄付行為」を「寄附行為」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市立児童クラブの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年4月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第67号

大津市立児童クラブの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市立児童クラブの管理運営に関する規則(平成12年規則第134号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第6条」を「第6条第1項」に、「第5条第1項第3号のア」を「第5条第3号ア」に、「同項第3号のイ」を「同条第3号イ」に改める。

第8条中「末日」の次に「まで(夏季休業期間保育を受ける者に係る保育料にあつては、当該期間分を7月末日まで)」を加え、「国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日又は土曜日」を「日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、同月3日又は12月29日から同月31日までの日」に、「とする。)まで」を「まで」に改める。

様式第1号中「大津市長 様」を 「(宛先) 大津市長」 に、「第6条」を「第6条第1項」に、

年 月 日 から 小学校3年生修了まで	該当する項目の その他(年 月 日まで)	にレ印を付けてください。
具体的な理由		
{		}
小学4年生以上の児童の場合、特に希望する理由を記入してください。		
{		}

を

」

年 月 日から 年 月 日まで	に
具体的な理由 { }	

改める。

様式第 9 号中「大津市長 様」を「(宛先)
大津市長」に、「第 4 条第 2 項」を「第 5 条第 2 項」に、

該当する項目の にレ印を付けてください。 小学校 3 年生修了まで 其他 (年 月 日まで)	を
具体的な理由 { } 小学 4 年生以上の児童の場合、特に希望する理由を記入してください。 { }	

年 月 日から 年 月 日まで	に
具体的な理由 { }	

改める。

様式第 11 号中「第 9 条の」を「第 9 条第 1 項の」に、「年 月 から 年 月 まで」を「年 月 日から 年 月 日まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 27 年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 68 号

大津市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

大津市企業立地促進条例施行規則 (平成 18 年規則第 57 号) の一部を次のように改正する。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(交付決定の取消しの例外)

第 8 条 条例第 10 条第 3 項ただし書のやむを得ない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

条例第 8 条第 1 項の決定を受けた認定事業者が災害により工場等の操業等を継続することが不可能となった場合

条例第 8 条第 1 項の決定を受けた認定事業者が経営状況の悪化により倒産 (雇用保険法 (昭和 49 年法律第 116 号) 第 23 条第 2 項第 1 号に規定する倒産をいう。) した場合

別表第 1 重点区域企業立地促進助成金の項中「以内」の次に「 (工場等を新築する場合以外の場合にあっては、投下固定資産額の 100 分の 5 以内) 」を、「 350,000 千円 」の次に「 (工場等を新築する場合以外の場合にあっては、100,000 千円) 」を加える。

別表第 3 重点区域企業立地促進助成金の項に次の 1 号を加える。

10年以上の期間にわたって当該工場等の操業等を継続する予定があること。
別表第3大規模工場等建設助成金の項に次の1号を加える。

10年以上の期間にわたって当該工場等の操業等を継続する予定があること。
別表第3工場等建設助成金の項に次の1号を加える。

10年以上の期間にわたって当該工場等の操業等を継続する予定があること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

大津市告示第78号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により平成27年度の一般廃棄物処理実施計画を次のように定めたので、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例（平成6年条例第17号）第25条の規定により告示する。

平成27年4月1日

大津市長 越 直 美

「次のように」は省略し、当該計画書を大津市役所環境部廃棄物減量推進課に備え置いて公衆の縦覧に供する。

大津市告示第79号

平成6年告示第30号（市長の権限に属する事務の一部を教育長、教育委員会の事務局の職員及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員をして補助執行させることについて）の一部を次のように改正する。

平成27年4月1日

大津市長 越 直 美

本則中「（教育委員会の所掌に係る幼稚園教育、教員）」を「にあつては」に、「を除く。」を除く」を「に限る」に改める。

大津市告示第80号

平成13年告示第48号（市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任することについて）の一部を次のように改正する。

平成27年4月1日

大津市長 越 直 美

本則中「（昭和22年法律第18号）第2条の規定により指定統計として指定されている」を「（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計である」に、「（昭和24年政令第130号）第8条第1項」を「（平成20年政令第334号）第4条第1項」に改め、「幼稚園、」を削る。

**規 則
教 育 委 員 会 規 則**

大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年4月1日

大津市長 越 直 美
大津市教育委員会委員長 桶 谷 守

**大 津 市 規 則 第 1 号
大津市教育委員会規則**

大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則（平成25年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「教育委員会事務局学校安全推進室（以下「学校安全推進室」を「教育委員会事務局児童生徒支援課（以下「児童生徒支援課」に改め、同条第2項中「いじめの疑いを認めた」を「疑いのある」に、「相談等のあったいじめに関する調査、審査又は関係者との調整（以下「調査等」という。）に関する」を「大津の子どもをいじめから守る委員会（以下「委員会」という。）が行う条例第14条第2項に規定する調査等の補佐のほ

か、市長が必要と認める」に改める。

第 3 条第 1 項から第 3 項までの規定中「学校安全推進室」を「児童生徒支援課」に改め、同条第 4 項中「条例第 14 条第 1 項に規定する大津の子どもをいじめから守る委員会（以下「委員会」という。）に随時」を「委員会に適宜」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 いじめ対策推進室は、委員会の意見を聴いた上で必要があると認めるときは、いじめに関する情報（当該情報が大津市個人情報保護条例（平成 16 年条例第 1 号）第 2 条第 3 項に規定する保有個人情報である場合にあっては、同条例第 12 条第 2 項の規定により提供することができるものに限る。）を児童生徒支援課に提供するものとする。

第 4 条中「調査等」を「条例第 14 条第 2 項の規定による調査又は関係者との調整」に改める。

様式第 2 号（裏）中「いじめの疑いを認めた」を「疑いのある」に、「相談等のあったいじめに関する調査、審査又は関係者との調整（以下「調査等」という。）に関する」を「大津の子どもをいじめから守る委員会（以下「委員会」という。）が行う条例第 14 条第 2 項に規定する調査等の補佐のほか、市長が必要と認める」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企 業 局 管 理 規 程

大津市企業局管理規程第 8 号

大津市下水道条例施行規程（平成 22 年企業局管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

平成 27 年 4 月 1 日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

第 3 条第 2 号中「学校の」を「学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の」に改める。

第 15 条中「第 16 条第 4 項」を「第 16 条第 5 項」に改め、同条の次に次の 5 条を加える。

（水道水以外の水を使用してこれを公共下水道へ排除しようとする場合の届出）

第 15 条の 2 条例第 16 条の 2 第 1 項の規定による届出は、水道水以外の水の使用量の認定に係る届出書（変更・廃止）（様式第 16 号の 2）に、揚水又は排水設備の位置図、平面図その他公営企業管理者が必要と認める図書を添付して行わなければならない。

（計測装置の設置義務が免除される場合等）

第 15 条の 3 条例第 16 条の 2 第 2 項ただし書の企業局管理規程で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同欄に掲げる場合における水道水以外の水の使用量の認定は、同欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。

<p>1 一般家庭において、水道水以外の水のみを使用し、かつ、生活に起因する汚水（水洗便所、手洗い場、風呂場、台所設備等から排除される汚水をいう。以下この表において同じ。）のみを公共下水道に排除する場合</p>	<p>別表第 1 の規定により算出する。</p>
<p>2 事業所等において、水道水以外の水のみを使用し、かつ、生活に起因する汚水のみを公共下水道に排除する場合</p>	<p>別表第 2 の規定により算出する。</p>
<p>3 水道水と水道水以外の水を併せて使用し、かつ、生活に起因する汚水のみを公共下水道に排除する場合</p>	<p>別表第 3 の規定により算出する。</p>
<p>4 タンクローリーその他の液体を輸送することができるもの（以下この表において「タンクローリー等」という。）により搬入された水道水以外の水を使用してこれを公共下水道に排除する場合</p>	<p>タンクローリー等に設備された水道水以外の水を入れるタンクその他の容器の容積に、搬入される回数に乗じて算出する。</p>
<p>5 浴槽その他これに類するもの（以下この表において「浴槽等」という。）に入れて使用した水道水以外の水を公共下水道に排除する場合</p>	<p>浴槽等の容積に、水道水以外の水を入れ替える回数に乗じて算出する。</p>

2 前項の表の左欄に掲げる場合のほか、水道水以外の水の使用水量を認定することができるものとして公営企業管理者が特に認める方法により水道水以外の水の使用水量を認定することができる場合は、計測装置を設置しないことができる。

（計測装置の設置完了の届出）

第15条の4 条例第16条の2第3項の規定による届出は、計測装置設置完了届出書（様式第16号の3）により行わなければならない。

（水道水以外の水の使用水量の届出）

第15条の5 条例第16条の2第5項の企業局管理規程で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

第15条の3第1項の表の4の項又は5の項に掲げる場合に該当する者

第15条の3第2項の規定の適用を受ける者（公営企業管理者が、その必要がないと認める場合を除く。）

2 条例第16条の2第5項の規定による届出は、水道水以外の水の使用水量届出書（様式第16号の4）により行わなければならない。ただし、公営企業管理者が特に支障がないと認める場合は、この限りでない。

（届出に基づかずに使用水量を認定する場合等）

第15条の6 条例第16条の2第6項ただし書の企業局管理規程で定める場合は、次に掲げる場合とする。

使用水量の計測が計測装置の故障等の理由により正しく行われなかったことが、条例第16条の2第5項の規定による届出後に明らかになった場合

条例第16条の2第5項の規定による届出が虚偽である場合又はその疑いがある場合

2 条例第16条の2第6項ただし書の規定による認定は、揚水設備の能力及び稼働時間、水の使用状態、条例第16条の3の規定による立入検査の結果その他の事情を考慮して行うものとする。

附則の次に別表として次の3表を加える。

別表第1（第15条の3関係）

区分	世帯員の数	使用水量（1か月につき）	備考
一般家庭	1人	8立方メートル	世帯員の数7人以上の場合の水道水以外の水の使用水量の算式 $X = A \times 8 \times 0.84$ Aは、世帯員の数（人） Xは、1か月当たりの水道水以外の水の使用水量（立方メートル。1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てたもの）
	2人	17立方メートル	
	3人	21立方メートル	
	4人	26立方メートル	
	5人	33立方メートル	
	6人	40立方メートル	

別表第2（第15条の3関係）

第15条の3第1項の表の2の項に掲げる場合における水道水以外の水の使用水量の算式

$$X = Y \times 4.5$$

（備考）

Xは、1か月当たりの水道水以外の水の使用水量（立方メートル。1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てたもの）

Yは、従業員数に平均来客数を加算した人数（人）

別表第3（第15条の3関係）

第15条の3第1項の表の3の項に掲げる場合における水道水以外の水の使用水量の算式

$$X = Y \times Z \times 30$$

（備考）

Xは、水道水以外の水の使用水量（立方メートル。1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てたもの）

Yは、一般家庭にあっては世帯員の数、事業所等にあっては従業員数に平均来客数を加算した人数（人）

Zは、水道水以外の水を次の表の左欄に掲げる用途に使用した場合において、同欄各項に掲げる用途の区分に応じてそれぞれ右欄各項に定める使用水量を合算した使用水量（立方メートル）

用途	1人当たりの1日使用水量
飲料用水	0.002立方メートル

炊事用水	0.006 立方メートル
調理用水	0.006 立方メートル
食器洗浄用水	0.049 立方メートル
洗顔用水	0.004 立方メートル
風呂用水	0.099 立方メートル
洗濯用水	0.066 立方メートル
掃除用水	0.009 立方メートル
塵芥処理用水	0.007 立方メートル
水洗便所用水	0.055 立方メートル
手洗い用水	0.005 立方メートル

様式第16号の次に次の3様式を加える。

様式第16号の2 (第15条の2 関係)

水道水以外の水の使用水量の認定に係る届出書 (変更・廃止)

年 月 日

(宛先)

大津市公営企業管理者

住 所 _____

使用者 氏 名 _____

電話番号 _____

大津市下水道条例第16条の2 第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

排水設備設置場所	大津市			
使用番号	- -			
使用水	水道水	地下水	雨水	温泉水 その他 ()
申請理由				
営業の種類				
計測装置設置予定日	年 月 日			
担当者	氏 名		所属部署	
	電話番号		F A X 番号	
	メールアドレス			
備考				
大津市下水道条例第 16 条の 2 第 2 項ただし書の規定により計測装置を設置しない場合				
人 数	人 (変更前 人)			
使用用途	便所	風呂	洗濯	その他 ()
備考				

注 1 揚水又は排水設備の位置図、平面図、仕様書等、水道水以外の水の使用水量を算出する根拠となる資料を添付すること。

2 人数 (世帯員の数又は従業員数及び平均来客数) による認定の場合は、人数を算出する根拠となる資料を添付すること。

様式第16号の3 (第15条の4関係)

計測装置設置完了届出書

年 月 日

(宛先)

大津市公営企業管理者

住 所 _____

使 用 者 氏 名 _____

電 話 番 号 _____

計測装置の設置が完了しましたので、大津市下水道条例第16条の2第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

設 置 年 月 日	年 月 日	
設 置 場 所		
計 測 装 置	種 類	
	口 径	ミリメートル
	型式番号	
	検定満期	年 月 日
そ の 他		

計測装置の設置場所が分かる位置図を添付すること。

様式第16号の4 (第15条の5関係)

年 月 日

水道水以外の水の使用水量届出書

(宛先)

大津市公営企業管理者

施設住所

使用者名

使用番号

電話番号

FAX番号

メールアドレス

大津市下水道条例第16条の2第5項の規定により、 年 月分の水道水以外の水の使用水量を次のとおり報告します。

今回指示数	立方メートル	検針日
		年 月 日
前回指示数	立方メートル	検針日
		年 月 日
差引水量	立方メートル	
備考		
	処理欄	

附 則

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

大津市企業局管理規程第 9 号

大津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成22年企業局管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

平成27年 4 月 1 日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

別表第 2 の 3 の項中「学校で」を「学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園で」に改める。

附 則

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

消 防 局 訓 令

大津市消防局訓令第 2 号

大津市消防処務規程（昭和47年消防本部訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成27年 4 月 1 日

大津市消防局長 丸 山 忠 司

目次及び第 7 章の章名中「および」を「及び」に改める。

第43条第 1 項中「の各号」を削り、第 3 号を削り、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

感謝状

第43条第 2 項中「賞状及び感謝状」を「感謝状及び賞状」に改め、同条第 4 項中「あわせて」を「併せて」に改める。

第44条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条第 1 項中「賞状」を「感謝状」に改め、「の各号」を削り、「または」を「又は」に改め、同項第 1 号及び第 3 号中「および」を「及び」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「感謝状」を「賞状」に、「または」を「又は」に改め、同項第 2 号中「または」を「又は」に、「防ぎよ」を「防御」に、「あげた」を「挙げた」に改め、同項第 3 号中「または」を「又は」に改め、同項第 4 号中「または」を「又は」に、「あげた」を「挙げた」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

大津市消防局訓令第 3 号

大津市消防通信規程（昭和50年消防本部訓令第10号）の一部を次のように改正する。

平成27年 4 月 1 日

大津市消防局長 丸 山 忠 司

第 1 条中「災害発生」を「火災、救急その他の災害（以下「災害等」という。）」に改める。

第 2 条第 1 号中「（以下「災害等」という。）」を削り、同条第 2 号中「で、別表第 1 に掲げるもの」を削り、同条第 5 号中「別表第 2 」を「別表」に改め、同条第 8 号中「すべての消防署、分署、出張所若しくは分遣所（以下「署所」という。）」を「全ての署所等（消防局、消防署、分署及び出張所をいう。以下同じ。）」に改め、同条第 9 号中「署所」を「署所等」に改め、同条第11号を削る。

第 3 条の見出し中「指令室」を「指令課」に改め、同条中「通信指令室（以下「指令室」を「通信指令課（以下「指令課」に改める。

第 5 条第 1 項中「指令室」を「指令課」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 指令課員は、災害等に係る通報を受けたときは、当該通報に関する内容その他必要な事項を電子計算機による消防支援情報システムに入力しなければならない。

第 5 条第 3 項中「様式第 4 号」を「様式第 5 号」に、「すべて」を「全て」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加え、同条を第 6 条とする。

3 署所等の職員は、その所管する災害等の事案の内容その他必要な事項を消防支援情報システムに入力するとともに、当該システムから出力した即報用紙（火災の場合にあっては様式第 2 号、救助の場合にあっては様式

第 3 号、その他の災害の場合にあっては様式第 4 号) を出力して上司に報告しなければならない。

第 4 条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(責務)

第 4 条 指令課の職員 (以下「指令課員」という。) は、消防指令管制システム (通信設備及び情報通信機器その他これらに附属する設備の総体をいう。以下同じ。) の機能を十分発揮させるよう努めなければならない。

2 指令課員は、常に無線通信等に関する知識及び技能の向上に努めるとともに、通信設備の適正及び効率的な運用を図らなければならない。

第 7 条第 2 項中「指令操作台備付けの時計は」を「指令課員は、消防指令管制システムの時計を」に、「標準時に規正」を「、中央標準時と照合」に改める。

第 9 条の見出し中「障害時」を「障害時等」に改め、同条中「所属長」の次に「及び通信指令課長」を加え、「手続き」を「手続」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 指令課員は、自局に対する通信妨害又は違法な通信を認めるときは、必要な措置を講ずるとともに、直ちに通信指令課長に報告しなければならない。

第 11 条第 1 項中「の各号」を削り、同項第 1 号中「火災等」を「災害等その他の」に改める。

第 12 条中「有線電話」を「有線電話設備」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

通話は、簡潔明瞭を旨とし、暴言、冗談等を交えてはならない。

第 12 条の 2 中「指令員」を「指令課員」に改める。

第 13 条を次のように改める。

第 13 条 削除

第 15 条各号を次のように改める。

デジタル波

ア 活動波

(ア) 活動波 1 から 3 まで 消防業務、無線統制時及び指令音声回線のバックアップに使用する。

(イ) 活動波 4 救急業務に使用する。

イ 主運用波 県内の消防相互応援時等に使用する。

ウ 統制波 1 から 3 まで 全国の消防相互応援時等に使用する。

アナログ波

ア 県内共通波 県内の消防相互応援時等の場合で、アナログ方式の無線局と交信する必要があるときに使用する。

イ 全国共通波 全国の消防相互応援時等の場合で、アナログ方式の無線局と交信する必要があるときに使用する。

第 16 条第 1 項中「の各号」を削り、同項第 1 号中「火災等の災害活動」を「災害等における現場活動」に改め、同条第 2 項中「競合」を「輻輳」に、「指令室」を「指令課」に改める。

第 17 条を次のように改める。

(無線統制及びその解除)

第 17 条 通信指令課長は、無線通信の混信を防止するため、無線通信の状況を監視し、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ、当該各号に定めるところにより、交信を制限しなければならない。

地震等広域的な災害の発生に伴い、全ての無線系の通信が輻輳し、又は輻輳するおそれがあるとき 全統制 (全無線系に対して統制を行うものをいう。)

大規模災害又は同時多発災害の発生に伴い、特定の無線系の通信が輻輳し、又は輻輳するおそれがあるとき 無線系統別統制 (無線系統を指定して統制を行うものをいう。)

特定の管轄への災害の集中に伴い、当該管轄の通信が輻輳し、又は輻輳するおそれがあるとき 管轄別統制 (管轄を指定して統制を行うものをいう。)

統一的及び同時多発的な災害の発生に伴い、災害現場ごとに通信が輻輳し、又は輻輳するおそれがあるとき 災害別統制 (災害現場を指定して統制を行うものをいう。)

多数の消防隊等の活動に伴い、通信が輻輳し、又は輻輳するおそれがあるとき 災害部隊別統制 (活動隊を指定して統制を行うものをいう。)

前各号に掲げる場合のほか、通信が輻輳し、又は輻輳するおそれがあるとき 通信指令課長が必要と認める統制

2 指定された無線局以外の無線局は、無線統制中は原則として通信を行ってはならない。ただし、次に掲げる通信は、この限りでない。

無線局に対する応答等に関する通信

災害現場通信

災害状況報告に関する通信

応援出動要請等に関する通信

その他特に緊急を要する事項の通信

3 通信指令課長は、通信状況及び災害状況の推移により、交信の制限の必要がなくなったと認めるときは、速やかに当該制限を解除しなければならない。

第17条の2中「通信方法の特例」を「無線局運用規則第18条の2の規定による無線局が同規則の規定によることが困難であるか不合理である場合の当該無線局の通信方法の特例」に、「消防長」を「消防局長」に改める。

第17条の3中「消防長」を「消防局長」に改める。

第17条の5から第17条の7までを次のように改める。

(携帯型無線局の運用)

第17条の5 災害現場の最高指揮者は、現場活動において携帯型無線局の効果的な運用に努めなければならない。
(有無線との接続)

第17条の6 指令課員は、有線電話設備と無線電話設備を接続する必要があるときは、指令課の電話交換機を介してこれを行うものとする。

(携帯電話等の活用)

第17条の7 各隊員は、消防及び救急の業務を円滑に行うため必要があるときは、携帯電話等を活用するものとし、その運用方法は、別に定める。

第18条第1項中「の各号」を削り、同項第2号から第4号までを次のように改める。

消防自動車、救急自動車等に積載された無線局は、車両を運行する際には、開局しなければならない。

陸上移動局は、災害等その他の事由により有線通信が途絶したときは、直ちに開局しなければならない。

この場合において、開局した陸上無線局のうち2局以上の陸上移動局は、指令課からの指示があるまで閉局してはならない。

陸上移動局は、指令課に閉局する旨を通信した後でなければ、閉局してはならない。

第18条第1項第5号を削り、同条第2項中「無線従事者及び無線取扱者」を「無線電話設備を操作する者」に改める。

第19条第2項中「火災等」を「災害等」に改め、同条第3項中「基地局の統制により」を「その開局の際、指令課の統制により試験通信を」に改め、同条第4項中「移動局開局中」を「開局中の移動局」に、「基地局」を「指令課」に改める。

第20条中「通信従事者」を「無線電話設備を操作する者」に改め、同条第3号中「通信設備」を「無線電話設備」に改める。

第21条第1項中「指令室」を「指令課」に、「火災等」を「災害等」に、「は握」を「把握」に改める。

第22条の見出し中「指令室」を「指令課」に改め、同条中「指令室」を「指令課」に、「上司」を「通信指令課長」に改める。

第23条第1項中「通信従事者」を「通信指令課長」に、「上司」を「消防局長」に改め、同条第2項を削る。

別表第1を削る。

別表第2中「救急自動車等移動体」を「救急自動車等」に改め、同表を別表とする。

別表第3を削る。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第2号(第6条関係)

火災即報

事故種別		通報者	()
覚知種別		受信者	
災害(発生)場所			
発生日時		鎮圧日時	
覚知時刻		鎮火日時	
損害の有無		初期消火	
焼損物内容		消火従事者	
焼損棟(台)数	棟(台)	焼損程度・面積	m ²
建築構造等 階 段		り災世帯数及び人員	世帯
	地上 階 地下 階		人
出火責任者			
死傷者情報			
事故概要	通報時の状況		
	災害内容		
高所カメラによる確認		確認時刻	時 分
出動車両	常 備		計 台
	非 常 備		計 台
活動人員	常 備	人	非常備 人
計			人
気象情報	天候	温度	湿度 % 実湿 % 風向・風速 m/s
警報・注意報			
備考			

様式第 3 号 (第 6 条関係)

救助即報

事 故 種 別				通 報 者		()				
覚 知 種 別				受 信 者						
災 害 (発 生) 場 所										
発 生 日 時				救 助 開 始 日 時						
覚 知 時 刻				救 出 完 了 日 時						
要 救 助 者	住 所		氏 名		年 齡	職 業	性 別	傷 病 程 度	搬 送 先	
事 故 概 要	通 報 時 の 状 況									
	災 害 内 容									
高 所 カ メ ラ に よ る 確 認				確 認 時 刻		時 分				
出 動 車 両	常 備						計 台			
	非 常 備						計 台			
活 動 人 員	常 備	人		非 常 備	人		計 人			
気 象 情 報	天 候		温 度		湿 度	%	実 湿	%	風 向 ・ 風 速	m/s
警 報 ・ 注 意 報										
備 考										

様式第 5 号を削る。

様式第 4 号中「(第 5 条関係)」を「(第 6 条関係)」に改め、同様式を様式第 5 号とし、様式第 3 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 4 号 (第 6 条関係)

その他即報

災 害 種 別				通 報 者		()							
覚 知 種 別				受 信 者									
災 害 (発 生) 場 所													
発 生 日 時				活 動 開 始 日 時									
覚 知 時 刻				活 動 終 了 日 時									
損 害 の 有 無				警 戒 区 域 種 別									
損 害 内 容				特 記 事 項									
倒 壊 棟 数		棟 (台)											
建 物 構 造 等 階 段		地上 階 地下 階											
責 任 者													
死 傷 者 情 報													
事 故 概 要	通 報 時 の 状 況												
	災 害 内 容												
高 所 カ メ ラ に よ る 確 認				確 認 時 刻		時 分							
出 動 車 両	常 備						計 台						
	非 常 備						計 台						
活 動 人 員		常 備		人		非常備		人		計 人			
気 象 情 報		天 候		温 度		湿 度		% 実 湿		% 風 向 ・ 風 速		m / s	
警 報 ・ 注 意 報													
備 考													

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

大津市学校給食の実施に関する規則を公布する。

平成27年4月1日

大津市教育委員会

委員長 桶 谷 守

大津市教育委員会規則第13号

大津市学校給食の実施に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市学校給食に関する条例(平成26年条例第90号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学校給食実施校)

第2条 条例第3条第1項の教育委員会規則で定める市立学校は、大津市立学校の設置に関する条例(昭和39年条例第28号)別表に掲げる小学校並びに同表に掲げる中学校のうち志賀中学校及び葛川中学校とする。

(学校給食実施日)

第3条 学校給食を実施する日は、前条に規定する市立学校の校長が定める。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年4月1日

大津市教育委員会

委員長 桶 谷 守

大津市教育委員会規則第14号

大津市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

大津市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和32年教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「規則は、」の次に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の」を加え、「法」を「旧法」に改める。

第2条第1号中「法」を「旧法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。